

平成25年度第3回日出町生活交通確保維持協議会会議録

(1) 日 時 平成25年8月29日(木) 13:58~14:37  
 場 所 日出町役場 新館3階 331会議室

(2) 出席者 土井協議会副会長(会長代理)・・・日出町区長会  
 清水委員・・・国東観光バス(株)  
 伊豆委員・・・日出町タクシー協会  
 漢委員(代理:赤嶺様)・・・大分県タクシー協会  
 辻アドバイザー・・・九州運輸局大分運輸支局  
 佐藤委員・・・杵築日出警察署  
 原田委員・・・日出町  
 高倉委員・・・日出町  
 末吉委員(随行:池永様)・・・大分県東部振興局  
 垣迫委員(代理:足立様)・・・日出町社会福祉協議会  
 脇委員(欠席)・・・大分県バス協会  
 大澤委員(欠席)・・・大分県別府土木事務所  
 財前委員(欠席)・・・国東観光バス(株)杵築営業所  
 ※会長職は空席

事務局 井川事務局長、土谷、佐藤、西原

(3) 議事要旨

平成25年度第3回日出町生活交通確保維持協議会開始(13:58)	
土谷事務局員	定刻より2分遅く協議会開始。参加者に対してお礼を述べ、政策推進課長に開会あいさつをお願いします。
1. 開会あいさつ	
井川事務局長	暑い中、集まっていただきお礼を申し上げます。コミュニティバス等については、昨年10月1日に運行をはじめ、早11ヶ月が経っている。皆さんの協力により、順調に運行できていると思っている。本日は運行形態等の変更についての審議を行ってもらい、10月1日から新たなコースで運行をはじめたいと思っているので、協力をお願いしたい。 と、平成25年度第3回日出町生活交通確保維持協議会の開会あいさつをする。
土谷事務局員	前回の第1回、2回の協議会に引き続き、協議会規約第8条の規定に

	基づいて、土井協議会副会長に会長代理をお願いし、あいさつをお願いしたい。
<b>2. 会長代理あいさつ</b>	
土井会長代理	8月の終わりになり、朝晩涼しくなってきた、大変過ごしやすくなった。日中は暑い日も続いており、こういった中での開催だが、大変忙しい中、出席していただき感謝申し上げます。先ほど事務局から説明があったとおり、会長が不在ということで私が務めさせていただくので、最後までよろしくお願いしたい。 と、会長代理としてのあいさつをする。
土谷事務局員	協議会規約第10条に規定する定足数に達しているため、同条の規定により、土井会長代理に議長をお願いし、進行を議長にお願いする。
土井会長代理	協議会規約に基づき、これからの進行を務めるので、よろしくお願いしたい。協議会規約第11条第2項により、議長が会議において会議録署名委員を指名する旨を説明し、杵築日出警察署交通課長の佐藤修氏と大分県東部振興局地域振興部長の末吉隆氏に第3回協議会の署名委員をお願いする。
<b>3. 議事 (1) 経過報告 (地域協働推進事業計画) について</b>	
土井会長代理	議事(1)の経過報告について、事務局に説明を求める。
西原事務局員	前回、6月26日の第2回目の協議会以降で、現在までの間に行ったものについて説明したい。主なものとしては、手元資料の地域協働推進事業計画認定申請書を8月20日付で大分運輸支局に提出している。本来であれば、協議会で内容についての協議を行ったうえで国に提出というものであるが、当初8月末までの提出期限だったものが期限が前倒しになり、8月20日までに提出しなければならなくなった。その関係で、協議会内で協議をする時間がなかったため、先に提出させてもらい、今日の協議会の中で事後承認という形にはなるが、皆さんに承認をしてもらいたいと考えている。この地域協働推進事業については、1回目、2回目の協議会の中でも説明をしたが、公共交通の利用促進に繋がるような計画・取組を記載し、提出するものになっている。この計画を提出して認定を受けることで、この後でも説明を行うフィーダー系統の特例というものを受けられるようになる。この件については、後程のネットワーク計画の際に説明したいので、計画の内容について説明したい。地域協働推進事業計画について、1番は地域についてなので問題ないと思うので、2番の問題点のあたりから説明を行う。問題点について、民間バスもコミュニティバスも赤字が問題となっており、その縮減を図ることが必要となっていることか

ら、利用客の増加に繋がるような施策を行っていく必要があると考えている。利用客を増やすような施策を講じるために必要な事業として、運行時刻や運行ルート、運行便数などの運行計画の改善を行うとともに、その結果を踏まえた総合時刻表や交通マップの作成などを行うことで、利用客の増加に繋げていけるのではないかと考えている。運行ルート等の計画の改善については、住民の意見を取り入れながら行う必要があると思うので、そういった取り組みについても計画に記載している。4番の定量的目標について、今までネットワーク計画等で目標を立てる際は、現状値に対して路線ごとにそれを上回る目標設定を行っていた。例えば、深江線で現状値7人ということであれば、翌年度は深江線で7人を超えるような目標設定を行っていたが、今回地域協働推進事業で立てる計画については、路線を包括した全体的な目標ということで記載している。これは、国からもこれで構わないという了承をもらっている。包括的な目標にした理由については、住民調査等を実施して運行計画を改善する路線もあれば、運行計画を変更しない路線もあると思われる。その際、改善しなかった路線の利用客数が増えるとも言いきれないため、全体的な目標として今回は挙げている。深江線から真那井線までと、豊岡線から南端農道線までで分けている理由については、民間路線バスとコミュニティバスということで分けている。現状値の合計人数を、各年度で超えていくような形で目標設定を行っている。この後で説明を行うが、ネットワーク計画の変更についても、これと同じような目標の立て方を行っている。協働推進事業の計画については、8月20日付で提出を行い、先日28日にその認定を受けている。5番の協働推進事業の期間について、平成25年の10月から平成30年の3月、平成29年度末までの計画となっている。3年以上の計画を作成する必要があるが、それよりも長い期間とした理由については、前回の協議会の中で説明した連携計画の期間に概ね合わせている。連携計画が平成30年の9月までとなっているので、それに近い年数で合わせ、年度区切りで平成30年3月、平成29年度末までとしている。地域協働推進事業としてどんな事業を実施するのかというと、①番に記載しているとおり、町の広報媒体を使って情報提供を行っていく。これは現在も行っているものなので、引き続き継続して行う取組となっている。②番に書いている部分が、住民に対し、公共交通の利用促進に繋がるようなアンケート調査を実施し、それをもとに運行計画の改善を行うという取組になっている。このアンケートの際に民間バス事業者に対する要望も調査し、要

	<p>望があれば、民間のバス事業者にも要望活動を実施していくというように考えている。③番と④番に書いている公共交通マップの作成と総合時刻表の作成については、この協議会が実施主体となり事業を実施したいと考えている。作成したものを各戸配布し、また町内へ転入してきた人にも窓口で配布を行い、利用促進を図りたいと考えている。⑤番については、バス事業者に対して要望した事項についての検討、実施という取組になっている。それぞれの取組の主体について、①番から④番が日出町及び協議会が行い、⑤番は国東観光バス(株)に協力してもらう内容となっている。さっきも説明したが、本来であれば提出前に協議会の中で審議してもらい、その後で提出するものではあったが、時間的な都合で事後ということについて了承いただき、承認をいただければと考えている、と経過報告を行う。</p>
土井会長代理	<p>経過報告について事務局より説明があったことに触れ、質問、意見等がなければ、次に進む旨を告げる。</p>
	<p>意見なし 「はい」という多数の声をもって承認</p>
<p><b>3. 議事 (2) 地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書(案)について</b></p>	
土井会長代理	<p>議事(2)の地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書(案)について、事務局に説明を求める。</p>
西原事務局員	<p>平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請書の変更理由について、まず変更対象路線名として南端県道線を記載しており、実施要領に規定するといったことを記載しているが、要は、先ほど説明したフィーダー系統の特例として補助対象路線に挙げることができることになった。フィーダー系統の特例とは、地域協働推進事業計画を提出、認定されれば、既存系統であっても多少の改善を行うことで新規として取り扱うことになり、その系統を補助対象とすることができるという特例である。通常であれば、南端県道線は国庫補助の対象とならない路線ではあるが、一部ルート改善したことと地域協働推進事業計画の提出、認定を受けたことで、その特例が受けられるようになった。2番目の豊岡線、藤原赤松線から大神線までの5つの路線について、各路線の共通区間の路線を一部延長し、それに伴って新規停留所を一箇所新設という変更になっている。3番目の大神線について、路線の一部を延長して運行する変更になっており、大きく分けてこの3つが今回の変更の理由となる。次のネットワーク計画の部分について、全体的な計画として『生活交通ネットワーク計画』という名称を使い、固有名称として『日出町地域内フィーダー系統確保維持計画』という名称になっている。地域協働推進事業に関係して、</p>

	<p>1 番の下の方に地域協働推進事業に関する事項を記載している。内容については、地域協働推進事業計画に記載しているものを転記している。2 番の定量的な目標と効果については、書き方は若干違うが、コミュニティバス、民間路線バスともに、地域協働推進事業計画と同じ目標を掲載している。それ以外の内容については、6 月に承認をもらって提出した計画と変更がないが、1 1 番の協議会における議論の内容について、案という段階ではあるが、最後のところに本日の協議会の内容について記載している。次に、運行予定者及び運行予定系統にかかる資料について、ここで説明する内容はこの後の自家用有償旅客運送にも影響してくるため、詳細に説明をしたいと考えている。豊岡線について、図面右側の方、保健福祉センターの下あたりに、光陽台入口というバス停を新規で設けている。これは、国道 10 号をそのまま通るルートではなく、その横の側道を通る運行ルートで計画している。これは、この後説明する藤原赤松線から大神線までのハイエース車両で運行するコミュニティバスについては、この場所を通る形で変更するよう予定している。時刻については、前回 6 月に説明したものと変わっていない。次に、藤原赤松線の基本路線と延長路線についてだが、ここについても同様に光陽台入口というバス停を新設している。前回の協議会でも説明したが、路線の延長を行っており、起点を称名寺前から上川久保に変更している。前回の資料では上川久保という名称ではなく、広瀬という名称で作成していたが、広瀬という地名が杵築市の地名ということもあり、藤原赤松地区の地名である上川久保という地名に変更している。次に、藤原一北線についても同様に、光陽台入口というバス停を新設している。前回の協議会の中でも説明したとおり、赤線の部分が路線の延長をしている箇所であり、起点を陣の辻公民館から下川久保に変更している。従来は中山地区をデマンド対象地域にしていたが、そこを定時定路で運行するようにし、藤原赤松線のデマンド対象地域であった井ノ辻地区を藤原一北線のデマンド対象地域として編入している。藤原赤松線の際に説明を行わなかったが、楠地区については、藤原赤松線のデマンド対象地域としてそのまま残している。次に川崎線について、同様に光陽台入口というバス停を新設している。図面の赤線部分が前回の協議会で説明した路線の延長部分になっており、起点を金井田橋から川崎体育館まで延長して運行を行うようにしている。前回の資料では体育館前という名称で記載していたが、新聞でも報道があったとおり、町営の体育館になったということで、体育館の敷地内を出発点にするということから名称</p>
--	--

	<p>を川崎体育館に変更している。前回の協議会の中で、全域線の全路線を統一して40分の運行時間にすると説明したが、実際に何度かこのルートを実行してみたところ、40分という時間では待ち時間があまりに長すぎてしまうことから、川崎線については、運行時間を30分に変更している。前回の資料では40分としていたが、今回の変更計画では30分で運行するという形に変更しているため、その点について理解をいただきたい。大神線についても同様に、光陽台入口というバス停を新設している。大神線については、前回の協議会の中で説明をしていなかったが、路線の延長を行っている。図面の右側にハート形のような太い赤線部分があると思うが、この部分が路線延長する部分になっている。大神の片原津という地区から日出支援学校の前を通り後村に抜けて、国松工業の方へ向かう道を通って行く区間を延長して運行するよう予定している。この変更については、地元の要望により行っている。大神線については、時刻の変更はない。南端農道線と南端県道線については、前回説明の内容と変わっていない。路線を延長する部分については、南端小・中学校前から目刈までの間を路線延長しているということと、中心部の移動の際に、中央公民館を2回通るルートにしている。南端方面から中心部に来たときに、最初に中央公民館に寄り、その後で保健福祉センター、その後もう一度中央公民館に寄り、暘谷駅前、役場というルートにするようしている。理由は前回も説明したが、公民館から保健福祉センター、または保健福祉センターから公民館に移動する方がいるため、そのための変更となっている。南端農道線、南端県道線とも同様の変更となっている。南端県道線については、南端小・中学校の関係で水曜日のみ運行時刻が若干変更になる。その部分については、カッコ書きで記載している。これらの新規で路線延長する部分やバス停を追加するという話をしたが、バスが停まる場所、バス停を設置する場所については、安全な場所であればならない。自家用有償運送の中でも、設置場所については公安委員会に意見を求めるようになっているので、日出町としても杵築日出警察署と協議をしながらその場所を確保したいと考えている。次の国東観光バスの部分については、資料としてつけているが、前回の説明と変更がないため、説明を省略したい。次の資料、表1と表2について、いろいろな数字を記載しているが、補助金の算定の基礎となる計算式や補助金の額等の資料になるため、詳しい説明は省くが、参考までに添付している、と説明。</p>
土井会長代理	ただ今の説明は、今の路線に変更を加えたり、路線を延長したりした

	ものとなっている。これは案なので、委員の皆さんの質問、意見を求める。質問、意見等がなければ次に進む旨を告げる。
	意見なし 「はい」という多数の声をもって承認
<b>3. 議事 (3) 自家用有償旅客運送の変更申請 (案) について</b>	
土井会長代理	議事 (3) 自家用有償旅客運送の変更申請 (案) について、事務局に説明を求める。
西原事務局員	<p>自家用有償旅客運送の変更申請については、自治体が行うものとなっている。そのため、協議会として申請するわけではないが、交通会議（協議会）の中での協議を経て自治体が申請するようになっているので、この会議の中で議案として挙げている。様式第2-1号について、この協議会の中での協議が調っているという内容の書類を添えて、自治体が自家用有償運送の申請を行うようになるので、この部分についての説明を行いたい。1番の地域公共交通会議の名称及び対象市町村については、この協議会が対象となり、前年度の協議会で交通会議の機能を持たせるよう規約改正を行っている。2番について、案ではあるが、本日の協議会の中で合意をいただくよう予定している。3番の運送主体については、日出町が自家用有償旅客運送を行うようにしている。(2)については、交通空白輸送を行うことにしている。(3)の路線については、豊岡線から南端農道線までの路線の一部を変更することになっている。変更の内容については、先ほどの説明の内容で変更を行うようにしている。料金については、前年度のこの時期に審議して承認してもらった料金体系を、現行のまま運用することになっている。4番のその他特記事項として、9月30日までは現行のルートのまま運行を行い、10月1日から新規ルートで運行を行うようにしている。次ページ図面の赤の破線については、民間路線バスが運行している部分で、複数の系統があるがそれをまとめて記載している。それ以外の実線で書いている部分がコミュニティバス、自家用有償旅客運送で運行を行う路線となっている。実際に、自治体が自家用有償旅客運送の申請を行う際は、こういった資料だけでなく他にも複数の資料をつける必要があるが、協議会の中での協議事項ということで、今回は鑑の部分、協議が調ったことを証する書類の説明を行っている、と説明。</p>
土井会長代理	自家用有償旅客運送の変更申請 (案) について、質問、意見等がなければ次に進む旨を告げる。
	意見なし 「はい」という多数の声をもって承認
<b>3. 議事 (4) 今後のスケジュール (案) について</b>	

土井会長代理	議事（４）今後のスケジュール（案）について、事務局に説明を求める。
西原事務局員	先ほど承認をもらったネットワーク計画の変更認定申請書を、明日運輸支局に提出したいと考えている。日出町としての提出になるが、自家用有償旅客運送に関する書類を、案の段階のものは辻専門官に提出しているところではあるが、正式な書類として後日提出したいと考えている。この中に掲載していなかったが、９月に入ってから杵築日出警察署とのバス停に関する協議を実施させてもらえればと考えている。９月末をもって、現時点で運行している平成２５年度分の運行がいったん終了し、１０月１日から先ほど承認をもらった新しいルートで運行を始めるようになる。前回、前々回の協議会の中でも説明を行った９月末までの運行実績の報告について、事務局内でどういった方法にするかを考えていたが、現時点で他に議題となるものがないということから、文書等で委員の皆様方に結果を通知する方向で考えている。そのため、本日の協議会が終了してから、突発的なことがない限り、協議会を開催することはないのではないかと考えている。１１月下旬に補助金の申請ということになるが、これは運行主体が補助金申請を行うようになるため、協議会を開催する必要はないのではないかと考えている。今後、このスケジュールどおりにいかずに、急きよ皆様方に集まっていただく可能性も０ではないので、その点について了承したいと考えている、と説明。
土井会長代理	今後のスケジュール（案）の説明について、質問、意見を募る。特に何もなければ、次に進む旨を告げる。
意見なし 「はい」という多数の声をもって承認	
<b>３．議事（５）その他について</b>	
土井会長代理	議事（５）その他について、何かあるか事務局に確認。
西原事務局員	ありません、と回答。
土井会長代理	事務局からその他はないということなので、全体を通して質問、意見を募る。特になければ、これで議事を終わると告げる。
意見なし	
土井会長代理	全ての議事について終わることを告げ、委員にお礼を述べる。
土谷事務局員	議長にお礼を述べ、日程を進める。
<b>４．閉会あいさつ</b>	
井川事務局長	委員にお礼を述べた後、１０月１日より新たな路線を含めて、運行を開始するので、引き続き協力をお願いしたいと告げ、平成２５年度第３回日出町生活交通確保維持協議会の閉会あいさつをする。

平成25年度第3回日出町生活交通確保維持協議会の概要を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名、捺印する。

平成 年 月 日

平成25年度第3回日出町生活交通確保維持協議会

会議録署名委員

㊞

会議録署名委員

㊞